

長期使用契約

(個別約款)

[付帯契約]

2019年10月 1 日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 目 的	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	2
7. 契約の変更または解約	2
8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	2
9. そ の 他	3
付 則	3
(別 表)	4

1. 適 用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目 的

本約款は、お客さまの長期間にわたるガスの引取を保証していただくことによって、収支の安定化、費用の削減を図り、当社のガス事業の効率的な運営に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、本約款にもとづく付帯契約の対象となるガス需給契約で、4(1)に定める個別約款にもとづく契約をいいます。
- (3) 「長期使用契約」とは、本約款にもとづきガス需給に関して締結する付帯契約をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、主契約における基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して本約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 時間帯別B契約、空調用A契約、空調用B契約、輸送向け圧縮天然ガス用B契約、コージェネレーションシステムA契約、コージェネレーションシステムB契約、コージェネレーションシステムC契約、業務用季節別契約または小型業務用季節別契約を締結すること。
- (2) 3年間または5年間継続して、主契約にもとづきガスを使用する需要であること。
- (3) 3年間または5年間にわたって、継続して本約款にもとづく付帯契約を締結すること。

5. 契約の締結

- (1) 本約款に関する契約は、お客さまと当社が協議の上、所定の契約書で締結した時に成立いたします。

- (2) 契約期間は3年間または5年間とします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに同年数延長するものとし、以後これにならうものとしたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものとしたします。
- (3) 長期使用契約の締結は主契約の締結と同時に締結するものとします。
- (4) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

各月の主契約の料金は、主契約で算定される単位料金から、別表の「長期使用契約割引単価」を差し引いたものを各主契約の単位料金として算定いたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客さまが本約款を契約期間満了前に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客さまが当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 主契約が解約された場合は、長期使用契約も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を長期使用契約の解約日といたします。
- (3) 長期使用契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して長期使用契約を解約することができるものとしたします。
- (4) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものとしたします。
- (5) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の単位料金については、別表の「長期使用契約割引単価」の適用は行いません。

8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

お客さまが以下に該当する場合には、そこに定める精算額をお支払いいただきます。

精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）

（1円未満端数切り捨て）

<契約中途解約精算額>

契約期間中において7(1)から(3)及び(4)でお客様の契約違反で契約を解約した場合、以下の算式によって算定される金額を契約中途解約精算額としてお支払いいただきます。

ただし、解約と同時に、従前の長期使用契約の残存年数と同年数以上を付帯にした当社の契約を締結する場合、または当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\text{長期使用契約期間中の主契約の実績使用量} \right] \times \left[\text{長期使用契約割引単価} \right]$$

9. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金）

当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客様について、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。

(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金

(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金

3. 「長期使用契約（2019年10月1日実施）」の精算額に関する切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降本約款が適用されるお客様について、長期使用契約を解約する場合、契約中途解約精算額は、各月の主契約の料金に適用した長期使用契約割引単価にもとづき算定いたします。

(別 表) 長期使用契約割引単価

契約期間 3 年	使用量 1 立方メートルにつき	1. 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
契約期間 5 年	使用量 1 立方メートルにつき	1. 5 3 円 (消費税等相当額を含みます。)